

介護老人保健施設せみの丘 長期入所 利用料金

① 基本料金 (単位：円 税込)

項目	要介護度	割合	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
	施設利用料 (多床室)	1割		788	836	898	949
2割			1,576	1,672	1,796	1,898	2,006
3割			2,364	2,508	2,694	2,847	3,009
施設利用料 (従来型個室)	1割		714	759	821	874	925
	2割		1,428	1,518	1,642	1,748	1,850
	3割		2,142	2,277	2,463	2,622	2,775
食費 (利用者負担)			1,580 (朝食 500・昼食 500・夕食 580)				

多床室料金 (利用者負担)		370					
基本料金 計 (施設利用料) + (食費) + (多床室)	1割	2,738	2,786	2,848	2,899	2,953	
	2割	3,526	3,622	3,746	3,848	3,956	
	3割	4,314	4,458	4,644	4,797	4,959	
月額基本料金 (利用合計) × (30日間利用)	1割	82,140	83,580	85,440	86,970	88,590	
	2割	105,780	108,660	112,380	115,440	118,680	
	3割	129,420	133,740	139,320	143,910	148,770	
個室料金 (利用者負担)		1,640					
基本料金 計 (施設利用料) + (食費) + (個室料金)	1割	3,934	3,979	4,041	4,094	4,145	
	2割	4,648	4,738	4,862	4,968	5,070	
	3割	5,362	5,497	5,683	5,842	5,995	
月額基本料金 (利用合計) × (30日間利用)	1割	118,020	119,370	121,230	122,820	124,350	
	2割	139,440	142,140	145,860	149,040	152,100	
	3割	160,860	164,910	170,490	175,260	179,850	

② 加算料金（単位：円 税込）※ 上記料金に加算します。

項目	内容	料金（1割）	料金（2割）	料金（3割）
夜勤職員配置加算	夜勤職員の加算要件を満たす場合	24/日	48/日	72/日
短期集中リハビリテーション実施加算	入所日から3ヶ月以内に実施した場合	240/回	480/回	720/回
認知症短期集中リハビリ実施加算	入所日から3ヶ月以内に実施した場合、1週間に3回を限度	240/日	480/回	720/回
認知症ケア加算	認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合	76/日	152/日	228/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合	120/日	240/日	360/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援等指標で40点以上の場合	34/日	68/日	102/日
外泊時費用	外泊初日と最終日を除き加算（月6日を限度）	362/日	724/日	1086/日
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、本人家族の同意を得て医師、看護師、介護等が基準に基づきターミナルケアを行った場合	死亡日以前31～45日		
		80/日	160/日	240/日
		死亡日以前4～30日		
		160/日	320/日	480/日
		死亡日以前2～3日		
		820/日	1640/日	2460/日
		死亡日		
		1650/日	3300/日	4950/日
初期加算	入所した日から30日以内	30/日	60/日	90/日
再入所時栄養連携加算	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、当施設管理栄養士が該当医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	200/回	400/回	600/回
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合	450/回	900/回	1350/回
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	入所予定日前30日以内、又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合（月1回を限度）	480/回	960/回	1440/回
試行的退所時指導加算	試行的に退所させる場合において、入所者及び家族に対して指導を行った場合（月1回を限度）	400/回	800/回	1200/回
退所時情報提供加算	退所後の主治医や社会福祉施設等に対する診療情報提供を行った場合	500/回	1000/回	1500/回

入退所前連携加算 (Ⅰ)	ア) 入所前30日又は入所後30日以内に、居宅と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合 イ) 1ヶ月を超えて退所し居宅サービス等を利用する場合、入所者の同意を得て、退所前に居宅と連携し退所後の居宅サービス等の利用に関して調整した場合	600/回	1200/回	1800/回
入退所前連携加算 (Ⅱ)	入退所前連携加算(Ⅰ)のイの要件を満たした場合	400/回	800/回	1200/回
訪問看護指示加算	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算	300/回	600/回	900/回
栄養マネジメント 強化加算	ア) 管理栄養士を所定の数以上配置した場合 イ) 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師が共同して栄養ケア計画を作成し状態に合わせた食事の調整をした場合 ウ) 低栄養状態のリスクが低い入所者にも食事の際に変化を把握し問題がある場合早期に対応した場合 エ) 厚生労働省ヘデータ提出とフィードバックを活用している場合	11/日	22/日	33/日
経口移行加算	経管により食事を摂取される入所者について、経口摂取を進める為に、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合	28/日	56/日	84/日
経口維持加算Ⅰ	誤嚥が認められる入所者について、多職種共同により食事の観察、会議等を行い、経口維持計画を作成し特別な管理を行う場合	400/月	800/月	1200/月
経口維持加算Ⅱ	協力歯科医療機関を定めた上で、経口維持加算Ⅰで行う食事の観察、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	100/月	200/月	300/月
口腔衛生管理 加算(Ⅰ)	入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合	90/月	180/月	270/月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックを活用している場合	110/月	220/月	330/月
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合 ※ 療養食…医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食	6/回	12/回	18/回

かかりつけ医 連携薬剤調整加算 (Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は薬剤師が薬物療法に関する研修を受けている場合 ・入所後1ヶ月以内に、かかりつけ医に処方内容を変更する可能性があることを説明し合意を得ている場合 ・入所時と退所時の処方内容に変更がある場合、退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い記録した場合 	100/回	200/回	300/回
かかりつけ医 連携薬剤調整加算 (Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、厚生労働省ヘデータ提出とフィードバックの活用をしている場合	240/回	480/回	720/回
かかりつけ医 連携薬剤調整加算 (Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定している場合 ・6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に老健医師とかかりつけ医が共同し入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させた場合 ・退所時に入所時より内服薬の種類が1種類以上減少している場合 	100/回	200/回	300/回
緊急時治療管理	救急医療を要し、処置を行った場合(月に3回を限度とし加算)	518/日	1036/日	1554/日
所定疾患施設 療養費Ⅰ	肺炎、尿路感染症、又は带状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合	239/回	478/回	717/回
所定疾患移設 療養費Ⅱ	肺炎、尿路感染症、又は带状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行い、処置内容を診療録に記載している場合	480/回	960/回	1440/回
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等に対して紹介する場合に加算	350/回	700/回	1050/回
地域連携診療計画 情報提供加算	地域連携診療計画に係る医療機関からの受け入れを行なった場合(入院中1回のみ)	300/回	600/回	900/回
リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、PT、OT、STが共同しリハ実施計画を入所者又は家族に説明し継続的にリハビリテーションの質を管理している場合 ・厚生労働省ヘデータ提出とフィードバックを活用している場合 	33/月	66/月	99/月
褥瘡マネジメント 加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ア) 褥瘡の発生とリスクについて、入所時と3月に1回評価を行い、厚生労働省ヘデータ提出とフィードバックを活用している場合 イ) アの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがある入所者に対して他の職種の者が共同してケア計画を作成している場合 ウ) 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施し定期的に記録している場合 エ) アの評価に基づき3月に1回褥瘡ケア計画を見直している場合 	3/月	6/月	9/月
褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時の評価の結果、褥瘡が派生するリスクがある入所者について褥瘡の発生のない場合	13/月	26/月	39/月

褥瘡マネジメント 加算（Ⅲ） 経過処置	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合（経過措置）	10/月	20/月	30/月
排せつ支援加算 （Ⅰ）	ア）排泄に介護を要する入所者ごとに、入所時と6月に1回評価を行い厚生労働省へデータ提出とフィードバックを活用している場合 イ）アの評価の結果、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、支援計画を作成し支援を実施している場合 ウ）アの評価に基づき3月に1回支援計画を見直している場合	10/月	20/月	30/月
排せつ支援加算 （Ⅱ）	加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれた場合	15/月	30/月	45/月
排せつ支援加算 （Ⅲ）	加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、より要介護状態の軽減が見込まれた場合	20/月	40/月	60/月
排せつ支援加算 （Ⅳ） 経過処置	排泄障害等のため、排泄に介護を要する方に対し、多職種が共同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合（経過措置）	100/月	200/月	300/月
自立支援促進加算	・リハビリテーション・機能訓練や日々の過ごし方の見直しなどで状態の改善を図れるかどうか、医師が入所時に医学的評価を行い少なくとも6ヵ月に1回の頻度で医学的な評価を改めて実施している場合 ・医学的評価の結果、特に対応が必要だと判断された入所者について、他職種が共同で、廃用や寝たきりを防ぐ支援計画を策定している場合 ・支援計画に沿ったサービスを提供している場合 ・3ヵ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している場合 ・厚生労働省へデータ提出とフィードバックを活用している場合	300/月	600/月	900/月
科学的介護推進体制 加算（Ⅰ）	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 ・サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	40/月	80/月	120/月
科学的介護推進体制 加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）に加えて疾病の状況や薬剤情報を厚生労働省に提出している場合	60/月	120/月	180/月
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備してある場合（入所時月1回限り）	20/月	40/月	60/月

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が80%以上配置されている場合 ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合	22/回	44/回	66/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%以上配置されている場合	18/回	36/回	54/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が50%以上配置されている場合 ・常勤職員が75%以上 ・勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合	6/回	12/回	18/回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員処遇改善等を実施している場合	所定単位数の3.9% + 1.7%を算定		

③その他加算料金（単位：円 税込） ※上記料金に加算します。

項目	内容		料金
あんしんセット （日用品など）	Cセット：	バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、他日常品	330円/日 (9,900円/30日)
	Bセット：	バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、寝巻き、肌着、他日常品	495円/日 (14,850円/30日)
	Aセット：	バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル、寝巻き、肌着、日常着（トレーナー上下セット）、靴下、他日常品	770円/日 (23,100円/30日)
理髪料	カットのみ（丸刈り含む）		1,400
	カット+ひげそり		1,600
情報開示請求	※情報開示を依頼される場合、準備をしていただく書類があります。また、情報によっては、お時間がかかる場合もありますので、事務室・相談室へ御相談下さい。		1件につき1,000
入所証明書	当施設へ入所されている事の証明書を発行した場合		1,100
診断書	医師が診断書を発行した場合		3,300
死亡診断書	医師が死亡診断書を発行した場合		5,500
私物電気使用料	個別に家電製品を使用する場合（1台あたり）		1日 55
レントゲン撮影料	結核検診未検者の方で、レントゲン撮影をした場合		実費

（その他）

○利用者様が趣味活動に使用する材料等は、実費が教養娯楽費として加算されます。

令和3年4月1日